

辰野町奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、未来を担う若者の定住の促進、就業の促進を目的として、町内に定住し、辰野町出身者で大学等への修学のために貸与を受けた奨学金の返還を行う者に対し、予算の範囲内で辰野町奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 辰野町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に登録され、かつ、永住の意思を持って生活の本拠を置くことをいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、専門職大学及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する大学校をいう。
- (3) 辰野町出身者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に本町の住民基本台帳に記載されたことがある者（保護者が辰野町に居住していた者を含む。）
- (4) 正規雇用 所定労働時間の定めがあり、雇用期間の定めがない労働者をいう。
- (5) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金及び第2種奨学金、都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金及びその他町長が認める奨学金をいう。
- (6) 町内企業等 町内に所在する事業所、事務所若しくは営業所等又は町内に本社を置く企業等が町外に有する支店、営業所等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 辰野町出身者であって辰野町に定住している者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 大学等を卒業してから、企業等に正規雇用として就職している者
 - イ 町内の青色申告の個人事業主の事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者。以下「青色事業専従者」という。）
- (3) 補助金の交付を申請する日が属する年度の3月31日において、30歳以下の者
- (4) 奨学金の返還を滞納していない者
- (5) 町税等の滞納がない者

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助対象者の最初の交付申請日の属する年度から起算して5年を経過する年度までとし、奨学金の返還が完済したときは、その日の属する年度をもって終了する。

- 2 補助対象者が第3条の規定に申請後該当しなくなった場合は、その事由が発生した月の前月までを補助対象期間とする。ただし、事業主の都合による解雇又はやむを得ない事由により離職し、離職した日から6月を経過する日までに企業等に再び就業した場合は、離職していた期間の月を補助対象期間に含むものとする。

(補助対象費用)

第5条 補助の対象となる費用は、令和5年4月1日以降の奨学金返還分とし、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度（補助対象期間である年度に限る。）に行った奨学金の返還に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する金額は補助の対象としない。

- (1) 補助対象期間に、他の制度等により奨学金の返還補助を受けた場合の当該補助金額
- (2) 奨学金の返還に係る利子相当額及び返還が遅れた場合の延滞利息分相当額
- (3) 前号に定めるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

(補助金の額)

第6条 各条件による補助金の補助率、補助限度額及び補助期間は次のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助条件	補助率	補助限度額	補助期間
町内に定住し、かつ、企業等に正規雇用として就業した者（第3条第2号に該当する者。以下同じ。）	補助金の交付を申請する年度の前年度に返還を行った額の10分の10	年間15万円（1か月あたり12,500円）	最大5年
町内に定住し、かつ、町内企業等に正規雇用として就業した者	補助金の交付を申請する年度の前年度に返還を行った額の10分の10	年間18万円（1か月あたり15,000円）	最大5年

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする各会計年度の4月1日から6月30日までに辰野町奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金を貸与する機関が発行する借入総額及び返還計画がわかる書類
 - (2) 補助金の交付を受けようとする各会計年度の前年度（補助対象期間である年度に限る）における奨学金の返還額を証する書類
 - (3) 就業等の状況を証するもの又は就業証明書（様式第2号）
 - (4) その他の補助金を受けたことを証する書類（その他の補助金を受けた者のみ）
 - (5) 青色事業専従者であることが分かる書類の写し
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項第1号の書類は、交付申請する最初の年度に限り提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、これを審査し、適正と認めるときは辰野町奨学金返還支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の通知書を受けた交付対象者は、辰野町奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第4号）により、町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書を受理したときは、これを審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、次に掲げる事由があると認められたときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、災害等町長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が返還させることが適當と認めるとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。